○ 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)(抄)特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(三	三 (略) ブ	別表第三(第三十九条関係)	
プ 月 -	略略	期間 (条)	改
一 業務の経歴の調査 (当 におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査 常時従事する労働者に対して 常時従事する労働者に対して 診断におけるものに限る。) 三 三・,三―ジクロロ― でミノジフエニルメタン の異常感、倦怠感、せき の異常感、倦怠感、せき の異常感、倦怠感、せき が見症状の既往歴の有 が見症状の既往歴の有 が見症状の既往歴の有 が見症状の既往歴の有 が見症状の既往歴の有	(略)		正
(学話業務の経歴の話述(学話業務に常時 におけるものに限る。) 常時従事する労働者に対して行う健康診断 常時従事する労働者に対して行う健康 常時従事する労働者に対して行う健康 診断におけるものに限る。) 三・,三―ジクロロ―四・,四―ジ アミノジフエニルメタンによる上腹部 の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛 し自覚症状の既往歴の有無の検査 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛 ん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他 覚症状又は自覚症状の有無の検査 尿中の潜血検査		項目	案
(I (-)		
う で 他 す を み ノ ブ フ ロ ロ ー パ ー で そ の の 製 剤 で を 製 を 教 取 数 を き そ と シ 量 こ ニ ア 四 一 当 ア の 造 き そ さ ン 量 こ ニ ア 四 し 二 コ ー 四 り 造 含 と し か か か か か か か か か か か か か か か か か か	,	別表第三(第三十九条関係)	
	略	期間	現
二 三・ ,三―ジクロロ―四・ ,四―ジ アミノジフエニルメタンによる上腹部 の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛 (注歴の有無の検査) 一 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛症状の有無の検査 症状の有無の検査 症状の有無の検査 症状の有無の検査	一	()	

(傍線の部分は改正部分)

三・ ,三―ジクロロ 三六 一四・ ,四―ジアミ 一パーセントを超え で含有する製剤その を 世の物を含む。)を しの物を含む。)を しいがします しいが	() (宝宝 (略)	別表第四(第三十九条関係)	(((略) (略)	
一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路 造影検査等の画像検査、胸部のエツクス ス線直接撮影若しくは特殊なエツクス ス線直接撮影若しくは特殊なエツクス	(略)	項目	(略)	六 医師が必要と認める場合は、尿中の三・,三―ジクロロ―四・,四―ジア法による細胞診の検査、尿沈渣のパパニコラは腎機能検査(尿中の三・,三―ジクロロ―四・,四―ジアミノジフエニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う機康診断におけるものに限る。)
三・ ,三―ジクロロ 三六 一四・ ,四―ジアミ 一パーセントを超え で含有する製剤その 重量の で含有する製剤その を し、又は取り扱	(一)(宝宝)(略)	別表第四(第三十九条関係)	((略) (略)	
一 作業条件の調査 一 作業条件の調査 一 作業条件の調査	(略)	項目	(略)	

う業務	気管支鏡検査	う業務	
))	
_	(てゴン		(てゴン
二十七~四十九 (略)	(略)	二十七~四十九(略)	(略)
((